

【沖縄県版】許可申請書及び添付書類一覧（令和2年10月1日新設【修正R4.1.25】）

様式番号	申請書及び添付書類	認可申請				摘要
		譲渡及び譲受	合併	分割	相続	
	※提出部数：3部（正・副・控） ※フラットファイルに綴ること ※各種証明書類（住民票など）は、受付時点で発行後3ヶ月以内のものとする。ただし残高証明書は、受付時点で発行後1ヶ月以内のものとする。					◎…必要な書類 ○…該当があれば必要な書類 法…申請者が法人の場合必要な書類 個…申請者が個人の場合必要な書類 ※事業承継日は、申請受付日から45日～60日以上先としてください。 ※「役員等の一覧表」より下欄の書類は、承継人または相続人に関するものになります。（ただし「建設業許可通知書の写し」は被承継人または被相続人のものになります。）
—	表紙（事業譲渡及び相続用）	◎	◎	◎	◎	承継者の内容を記載すること。
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	◎				「譲渡人」と「譲受人」の連署で申請すること。
第22号の7	合併認可申請書		◎			「合併」の当事者の連署で申請すること。
第22号の8	分割認可申請書			◎		「分割」の当事者の連署で申請すること。
第22号の10	相続認可申請書				◎	
第22号の9	届出書（譲渡等に係る認可申請した旨の届出）	○	○	○		知事許可⇒大臣許可への認可申請の際に、知事許可業者が県へ提出するもの。
第22号の12	届出書（相続に係る認可申請した旨の届出）				○	
第22号の6	誓約書（健康保険等に関する届出について）	◎	◎	◎		
第22号の11	誓約書（健康保険等に関する届出について）				◎	
	契約書の写し及び合併比率説明書又は分割比率説明書	◎	◎	◎		株主総会の承認を受けたものを提出すること。 （株主総会不要の場合は除く） 新設分割の場合は、新設分割計画書を提出すること。
	株主総会若しくは社員総会の決議録 無限責任社員若しくは総社員の同意書	◎	◎	◎		被承継人（複数の場合は全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出する。 簡易組織再編行為に該当し、株主総会の承認が不要の場合は、事業承継に関する意志決定を証する書類を提出すること。
	合併の方法及び条件が記載された書類		◎			新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件を記載し提出すること。（合併契約書のとおりである場合はその旨記載すること。）
	分割の方法及び条件が記載された書類			◎		吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件を記載し提出すること。（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨記載すること。）
	申請者と被相続人との続柄を証する書類				◎	戸籍謄本等（申請者と被相続人との関係がわかる家系図等も添付すること）
	相続人同意書				◎	申請者以外の全ての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外の全ての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書を提出すること。
別紙一	役員等の一覧表	◎	◎	◎	◎	法人については役員に加え相談役、顧問等、100分の5以上に相当する出資をしている者”も記載する。 個人については経營業務の管理責任者のみの場合省略可
別紙二	営業所一覧表	◎	◎	◎		
別紙三	専任技術者一覧表	◎	◎	◎		
別紙一	営業所一覧表				◎	
別紙二	専任技術者一覧表				◎	
第2号	工事経歴書	◎	◎	◎	◎	実績の有無に関わらず必要。 工事実績が確認できる契約書等の提示が必要。 個人名が特定されないよう記載方法に留意すること。
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	◎	実績の有無に関わらず必要
第4号	使用人数	◎	◎	◎	◎	
第6号	誓約書	◎	◎	◎	◎	誓約書に記入する申請者名は代表者名。 本文の削除はしない。
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	経營業務管理一人体制用 証明内容を確認できる書類（写し）の添付が必要 常勤性を確認できる書類の提示が必要。
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	経營業務管理2人以上体制用。第2面：「財務管理」の補佐者用、 第3面：「労務管理」の補佐者用、第4面：「業務運営」の補佐者用 証明内容を確認できる書類（写し）の添付が必要、常勤性を確認できる書類の提示が必要。
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	経營業務管理2人以上体制用。
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	経營業務管理2人以上体制用。
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	承継先が新設等で健康保険等に未加入の場合は、事業承継後に加入したことを証する書類（写し）を承継日から2週間以内に提出すること。納入を証する書類（写し）を最初の納入期限日から4週間以内に提出すること。雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、事業所非該当承認通知書の写しを提出すること。
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎	◎	◎	常勤性を確認できる書類の提示が必要。

【沖縄県版】 許 可 申 請 書 及 び 添 付 書 類 一 覧 (令 和 2 年 10 月 1 日 新 設 【 修 正 R4.1.25 】)

様式番号	申請書及び添付書類	認可申請				摘要
		譲渡及び譲受	合併	分割	相続	
	※提出部数：3部（正・副・控） ※フラットファイルに綴ること ※各種証明書類（住民票など）は、受付時点で発行後3ヶ月以内のものとする。ただし残高証明書は、受付時点で発行後1ヶ月以内のものとする。					◎…必要な書類 ○…該当があれば必要な書類 法…申請者が法人の場合必要な書類 個…申請者が個人の場合必要な書類 ※事業承継日は、申請受付日から45日～60日以上先としてください。 ※「役員等の一覧表」より下欄の書類は、承継人または相続人に関するものになります。（ただし「建設業許可通知書の写し」は被承継人または被相続人のものになります。）
—	専任技術者としての資格を有することを証明する資料	◎	◎	◎	◎	監理技術者資格者証（写し添付） または 資格証明書（写し添付+原本持参）、実務経験証明書（様式第9号）、指導監督の実務経験証明書（様式第10号）、卒業証明書のうち該当する書類 実務経験証明書を提出する場合、当該経験期間の雇用関係（常勤性）が確認できる書面を提示及び記載内容が確認できる契約書等の提示
—	定款	法	法	法		
—	特定建設業許可の新規・更新・追加に係る財産的要件チェックシート	○	○	○		特定を認可申請する場合に必要
第15号	貸借対照表（法人用）※表紙の添付が必要	法	法	法		財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第16号	損益計算書（法人用）	法	法	法		
第17号	株主資本等変動計算書（法人用）	法	法	法		
第17号の2	注記表（法人用）	法	法	法		財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第17号の3	附属明細表（株式会社用）	法	法	法		資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出 財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第18号	貸借対照表（個人用）※表紙の添付が必要	個			個	財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第19号	損益計算書（個人用）	個			個	
—	登記事項証明書（商業登記簿）	法	法	法	○	原本提出 申請者が個人で、支配人登記をしている場合は提出必要
第20号	営業の沿革	◎	◎	◎	◎	
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	◎	◎	
—	納税証明書（法人事業税又は個人事業税）	◎	◎	◎	◎	原本提出。県税、直前1期分 決算未到来の場合は、事業開始届の写し（収受印あり）を提出すること。
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	◎	◎	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	常勤を確認できる書類の提示が必要。
—	後見等登記事項証明書	◎	◎	◎	◎	法人：役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人 ※顧問・相談役については当面提出を求めない。（“株主等”も同様）
—	身分証明書	◎	◎	◎	◎	個人：事業主、法定代理人、令第3条に規定する使用人。※原本提出
第12号	許可申請者等の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	法人：別紙1に記載した役員等全員 顧問・相談役については当面の間、「賞罰」の欄への記載並びに署名押印を求めない。（“株主等”も同様） 個人：個人事業主
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	様式第11号に記載した者について提出
第14号	株主（出資者）調書	法	法	法		
—	経營業務管理責任者の住民票	◎	◎	◎	◎	原本提示+写しを「控え」に添付 ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は権利登記関係書類等の提示
—	専任技術者の住民票	◎	◎	◎	◎	原本提示+写しを「控え」に添付（追加は該当者のみ） ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は権利登記関係書類等の提示
—	令第3条使用人の住民票	○	○	○	○	許可申請の場合、原本提示+写しを「控え」に添付 ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は権利登記関係書類等の提示
—	預金の残高証明	○	○	○	○	原本提示
—	法人番号指定通知書	法	法	法		法人番号がわかる画面コピーでも可
—	委任状（本人申請を除く）	◎	◎	◎	◎	原本提出（委任者の押印必要） 提出者が本人以外であれば委任状（原本、押印必要）添付を必須とする。
—	建設業許可通知書の写し	○	○	○	○	被承継人または被相続人のもの。事業承継日が許可有効期間内にあることが必要。